

1 処分年月日	平成19年5月22日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号または名称	株式会社キャリア・プラン
(2) 主たる事務所の所在地	沖縄県浦添市港川二丁目2番3号
(3) 代表者氏名	代表取締役 中本 克正
(4) 免許番号	国土交通大臣(1)7009号
3 処分の内容	
○指示処分	
(1)今後、法違反行為の再発を防止するため、少なくとも次の事項について、必要な措置を講じること。	
① 本処分の原因となった行為の概要及び処分内容等について、役員及び宅地建物取引業の従事者全てに、速やかに周知徹底すること。	
② 適正な業務運営が行われるよう、社内の管理・監督体制を見直し、整備すること。	
③ 宅地建物取引業法及び関係諸法令に関する法令遵守についての社内研修及び教育計画を作成し、継続的にこれを実施すること。	
(2)(1)に掲げる事項について講じた措置((1)に掲げる事項について講じた措置以外に、貴社が独自に講じた措置があればこれを含む。)又はこれから講じる措置を1ヶ月以内に文書をもって報告するとともに、半年後に当該措置の実施状況を報告すること。	
4 処分理由	
<p>被処分者が賃貸借契約の媒介を行った際、賃借人に対し重要事項説明を記載した書面を契約が成立するまでの間に交付せず、さらに取引主任者に重要事項説明をさせなかった。この行為は、宅地建物取引業法第35条第1項に違反する。同契約において、賃貸人及び賃借人に対して、契約内容を記載した書面を交付しなかった。この行為は同法第37条第2項に違反する。</p> <p>また、被処分者は、平成18年11月初旬に本社から業務改善に関する通達が出されたにもかかわらず、平成18年11月27日時点で賃貸人及び賃借人に対して、契約内容を記載した書面を交付しなかった。この行為は同法第37条第2項に違反する。</p> <p>監督処分の程度については、関係者の損害が発生せず、かつ、今後発生することが見込まれないこと、さらに、行政庁の指摘に応じ、直ちに違反行為を是正したことが認められる。</p> <p>これらの情状を勘案し、同法第65条第1項の指示処分が相当であると判断したものである。</p>	

【業務改善措置】

有	無
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>